

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 勤務時間等条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の79以上100分の130以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の106以上100分の170以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の70以上100分の79未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の93以上100分の106未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の62</u>（特定幹部職員にあ</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 勤務時間等条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間（<u>これに相当する期間として人事委員会が別に定めるものを含む。</u>）から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の81.5以上100分の135以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の108.5以上100分の175以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の72.5以上100分の81.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の95.5以上100分の108.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の64.5</u>（特定幹部職員に</p>

<p>っては、<u>100分の82</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の62</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の82</u>未満)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の30</u>超(特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>超)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の30</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の30</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>未満)</p> <p>2 [略]</p>	<p>あつては、<u>100分の84.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の64.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の84.5</u>未満)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の32.5</u>超(特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>超)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の32.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の32.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>未満)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。